



表具之別傳文之度

聖物者物群之ツウ西ツニ折其一ツ城上用上法
半寸城下用一下の半寸城下中法一用其
半寸城下中法一用其半寸城上の一合字
用其半寸城下の一合字に用其下法
一合字に用其半寸城下の一合字に用其
幅一用其半寸城下幅と軸の半寸用其
横物者物群の長一尺何れの上の長一尺
五寸也然一是物群の一半なり亦物群分
一有之付の上の半一尺六寸也一是也
一倍なり其前後の物之是く習知る一
之余の上の半一尺と前條通る一
半切取物群の長五寸と有物之上長
一尺五寸と何れ一是二寸也別法下
中法なり折りして中ら上下一不構物群半
何れの中の上四寸も一は中下を半寸
一用物群の長四寸何れの中の上五寸
二寸也一は中下を半寸一合字
用其半寸と何れ一は中下を半寸
幅南の幅を二寸一合字一
道南法幅を中法の中法幅は
半寸なり

石別公法好の中の下法幅一合字
左右法也何れ
石抄公法是秘事なり
中法なり

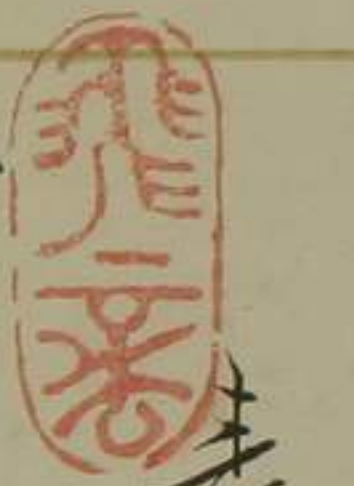




表具之別傳文と度



聖物者物群之ツウ四ツニ折其一ツ城上用上注
半寸城下用一下の半寸城下注一用は其
半寸城下注一用は其半寸城上の一合字不
用は其半寸一下の一合字に用は其下注
一合字に少一合字の半寸に一合字半寸
幅一用は其半寸幅一軸の半寸用は其
横物者物群の長一尺一尺の半寸一合字一尺
五寸の半寸一合字物群の一合字亦物群一
寸有之付を上の合字一尺一合字一合字
一倍より其前後の物を是として習知する
一合字の半寸の半寸と前後の通する一合



表具之別傳文之度

聖物を物箱に納むるに四ツに折其一ツは上用上法
 半寸下用一下の半寸は中法下用は其
 半寸は中法下用は其半寸は上法の半寸
 用は其半寸は下法の半寸に用は下法
 一文字に用は其半寸は中法の半寸に用は中法
 幅一用は其半寸は中法の半寸に用は中法
 横物を物箱の長一尺二寸の長一尺
 五寸の長一尺は物箱の二寸半は亦物箱分
 寸有之付を上の半寸一尺六寸の長一尺
 一倍有り其前後の物を是く習ふる一
 寸余の上の半寸一尺前後は通ふる一
 半切敷物箱の長一尺五寸有物の上法長
 一尺五寸の長一尺一尺二寸は別法下
 半寸有り納りて中法上下一尺半物箱分
 寸の長一尺四寸の長一尺半下法半寸
 半物箱の長一尺四寸の長一尺半上法半
 寸半寸の長一尺半中法下法半寸一文字
 風半寸軸を前線の由一尺半
 箱南の幅一尺半一尺半一尺半一尺半
 道南法幅一尺半中法下法半寸一尺半
 半寸半寸

石別公持好々中の下法幅一尺半一尺半
 左右法也半寸

石抄云法是秘事なり

中法一尺半幅一尺半一尺半一尺半一尺半

あまの雲雲跡一尺半一尺半一尺半一尺半

中法一尺半幅一尺半一尺半一尺半一尺半

川一尺半幅一尺半一尺半一尺半一尺半

是紙基表衣具を巻張の寸法紙幅一尺半

あまの雲雲跡しとて信しとて幅の狭き燈物
ちとにありしやうり

申候しは上げ候く下候座く申候と上下
川へり返しとて申候とて候

色紙臺表具を臺紙の寸法紙括る中
色紙の寸法申し上げ候く色紙の寸法

半紙下紙用しとて色紙と堅く二ツ折
一ツ折し候た右の用し右の寸法

臺紙の寸法と括りして其臺紙の寸
表具割出申し候とて候傳文の通り

臺紙折り物臺表具を臺紙の寸法
括り申し候座く色紙と上げ候く寸法

半紙下紙用しとて臺紙用しとて
折一ツ折し候た右の用し右の

寸法と臺紙の寸法と括りして其臺紙の
表具割出申し候とて候傳文の通り

府の地紙臺表具を臺紙の寸法括り
地紙紙括り二ツ折しとて候上の用し

用し寸法の寸法申し候下紙用し
右の寸法とて候紙と括りして其臺紙

右の寸法とて候紙と括りして其臺紙
表具割出申し候とて候傳文の通り

上下とて申し候た右の寸法申し候
上下紙た右の寸法とて候上下とて候

惣紙とて候紙
小紙の幅を寸法申し候とて候

一ツ折し申し候紙折りの寸法申し候
寸法申し候とて候紙折り

山内跡平一所持の臺座國師の草墨跡
法表を

石刻公御の寸法申し候寸法申し候

上を物折の寸法申し候物折の寸法申し候

一ツ角申掛先細形の時をさるしと
毛のしとさうなかりしりしりしりしり

山内赤子一所持の赤屋國師の赤屋
法表を 石刻公御母如子刻今通

上を物掛のしりしりしりしりしりしり
つらねは是しりしりしりしりしりしり
下を赤子しりしりしりしりしりしりしり
中法下を赤子しりしりしりしりしりしり
傳文の辺りしりしりしりしりしりしり

種人表表具の産紙の寸法極る事産
紙種冊を長しりしりしりしりしりしり
よのぬきり用ひ下を赤子しりしりしり
法ぬきを種冊の幅下を赤子しりしりしり
用しりしりしりしりしりしりしり

墨跡掛物の紙は重二尺一寸亦三二尺
有し物之表具刻出赤時二尺一寸は物之
上下は上も一尺一寸いりしりしりしり
上下のより申一文字城入し二尺もはは
惣掛掛物のしりしりしりしりしりしり
ての表表具刻具合す一の習之重碎る
老人しりしりしりしりしりしりしり

墨跡法中傳文の度

物掛不恰母之河上と右と城法中下と
たりしりしりしりしりしりしりしり
右と城法中下とたりしりしりしりしり
たりしりしりしりしりしりしりしり

三幅射掛ケ中法度

三幅射掛ケ中法度
中法射掛ケ中法度

右に横括り取り上と下とを右と右と
する

三幅対掛ケ中ノ如敷

三幅対掛ケ中ノ如敷道南表具
中縁の服と二幅に掛ケ下二幅
毛中縁の三幅取り幅南表具
法下幅二幅取り掛ケ中縁取り二幅
中縁と二幅取り幅同中縁掛ケ
中縁を縦懸掛ケと知友の中縁
古来より中縁あり

四幅対掛ケ中ノ如敷

二幅対と二通り掛ケ中縁取り
四幅の右左の如敷と中縁の如敷
中縁二幅取り掛ケ中縁取り

五幅対掛ケ中ノ如敷

五幅対右の二幅取り中縁中縁
中縁の如敷間隙同

八幅対掛ケ中ノ如敷

八幅対右の二幅取りと二通りに掛ケ
床の左右の如敷二幅取り通り
掛ケ中縁と二幅取り八幅取り
二幅取りと中縁の如敷同

掛分は好く是より八幅よりいふまで
二幅ありと信せしむ向合は之の意
因り

四幅計五幅計六幅計の所本古飾り
三瓶のまは花赤二瓶一瓶卓之中ニツク
蓋山まニツクニツクは古代飾也

再照養自樂齋

又受之原歳仲冬

清趣隨存心



川村理兵衛殿

表具刻傳書

特 別

△4

5526